

# 産業廃棄物処分業許可証

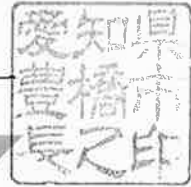
住 所 愛知県豊橋市東幸町字東明5番地

氏 名 成和环境株式会社  
代表取締役 豊田 能史 様

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

豊橋市長 佐原 光



許可の年月日 令和 元年 6月17日

許可の有効年月日 令和 6年 4月 9日

## 1 事業の範囲

### (1) 事業の区分

中間処分（蛍光管の破碎、脱水、破碎、破碎・圧縮・梱包、熔融）、埋立処分

### (2) 産業廃棄物の種類

#### ア 蛍光管の破碎

廃プラスチック類（廃蛍光管に限る。）、金属くず（廃蛍光管に限る。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（廃蛍光管に限る。）

以上 3品目（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）

#### イ 脱水

汚泥（水銀含有ばいじん等を除く。）

以上 1品目（水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

#### ウ 破碎

廃プラスチック類（自動車等破碎物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず（自動車等破碎物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破碎物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を除く。）

以上 8品目（水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

#### エ 破碎・圧縮・梱包

廃プラスチック類（自動車等破碎物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）

以上 1品目（水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

#### オ 熔融

廃プラスチック類（自動車等破碎物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）

以上 1品目（水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

#### カ 埋立処分

燃え殻（水銀含有ばいじん等を除く。）、汚泥（水銀含有ばいじん等を除く。）、廃



プラスチック類（自動車等破砕物を含む。石綿含有産業廃棄物を除く。）、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず（自動車等破砕物を含む。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕物を含む。石綿含有産業廃棄物を除く。）、鉋さい（水銀含有ばいじん等を除く。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を除く。）、ダスト類（水銀含有ばいじん等を除く。）、令第2条第13号廃棄物

以上 14品目（水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

2. 事業の用に供するすべての施設

(1) 蛍光管の破砕施設

ア 設置場所

豊橋市豊清町字茶屋ノ下2番551

イ 設置年月日

平成14年11月26日

ウ 処理能力

廃プラスチック類（廃蛍光管に限る。）、金属くず（廃蛍光管に限る。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（廃蛍光管に限る。）

1.6t/日 (0.20t/時間)

(上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を含む。)

エ 許可年月日

該当なし

オ 許可番号

該当なし

(2) 脱水施設

ア 設置場所

豊橋市西七根町字松前谷39番56

イ 設置年月日

平成6年2月25日

ウ 処理能力

汚泥（水銀含有ばいじん等を除く。）

8.0m3/日 (1.00m3/時間)

(上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

エ 許可年月日

該当なし

オ 許可番号

該当なし

(3) 破砕施設

ア 設置場所

豊橋市豊清町字茶屋ノ下2番527

イ 設置年月日

平成10年10月29日

ウ 処理能力



廃プラスチック類（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）	42.32t/日（5.29t/時間）
紙くず	21.12t/日（2.64t/時間）
木くず	42.24t/日（5.28t/時間）
繊維くず	22.48t/日（2.81t/時間）
ゴムくず	52.48t/日（6.56t/時間）
金属くず（自動車等破砕物を除く。）	56.88t/日（7.11t/時間）
ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）	104.96t/日（13.12t/時間）
がれき類（石綿含有産業廃棄物を除く。）	148.72t/日（18.59t/時間）

（上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

- エ 許可年月日  
平成10年10月29日
- オ 許可番号  
10令豊保第439-7号

(4) 破砕施設

- ア 設置場所  
豊橋市豊清町字茶屋ノ下2番527
- イ 設置年月日  
平成10年10月29日

- ウ 処理能力  
廃プラスチック類（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）  
8.32t/日（1.04t/時間）
- 紙くず  
7.36t/日（0.92t/時間）
- 木くず  
6.24t/日（0.78t/時間）
- 金属くず（自動車等破砕物を除く。）  
12.0t/日（1.50t/時間）

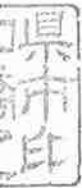
（上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

- エ 許可年月日  
平成10年10月29日
- オ 許可番号  
10令豊保第439-7号

(5) 破砕・圧縮・梱包施設

- ア 設置場所  
豊橋市豊清町字茶屋ノ下2番551
- イ 設置年月日  
平成14年11月26日

- ウ 処理能力  
廃プラスチック類（自動車等破砕物及び石綿含有産



業廃棄物を除く。)

16.8t/日 (2.10t/時間)

(上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

エ 許可年月日

該当なし

オ 許可番号

該当なし

(6) 溶融施設

ア 設置場所

豊橋市豊清町字茶屋ノ下2番532

イ 設置年月日

平成12年9月16日

ウ 処理能力

廃プラスチック類 (自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。)

8.0t/日 (1.00t/時間)

(上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

エ 許可年月日

該当なし

オ 許可番号

該当なし

(7) 埋立施設 (管理型最終処分場)

ア 設置場所

豊橋市西七根町字東浜辺35番1他5筆及び同町字松前谷39番57他10筆

イ 設置年月日

昭和54年8月3日

ウ 埋立地の面積

25,355.00m<sup>2</sup> (全体面積 33,593.00m<sup>2</sup>)

エ 埋立容量

411,654.00m<sup>3</sup>

オ 埋立処分する産業廃棄物

燃え殻 (水銀含有ばいじん等を除く。)、汚泥 (水銀含有ばいじん等を除く。)、  
廃プラスチック類 (自動車等破砕物を含む。石綿含有産業廃棄物を除く。)、紙くず、  
木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず (自動車等破砕物を含む。)、  
ガラスくず・コンクリートくず (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを  
除く。) 及び陶磁器くず (自動車等破砕物を含む。石綿含有産業廃棄物を除く。)、  
鉋さい (水銀含有ばいじん等を除く。)、がれき類 (石綿含有産業廃棄物を除く。)、  
ダスト類 (水銀含有ばいじん等を除く。)、令第2条第13号廃棄物

(上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

カ 許可年月日

該当なし

キ 許可番号

該当なし



3 許可の条件

なし

4 許可の更新又は変更の状況

平成16年 4月10日 更新許可

平成21年 6月15日 更新許可

平成26年 4月25日 更新許可

令和 元年 6月17日 更新許可

5 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無

有 ・ 無

